西北九州市公報

発 行 所

北九州市小倉北区城内1番1号 北 九 州 市 役 所

人

	◇ 告 示	ページ
0	指定管理者の指定【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推 進課】	2
0	北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示【産 業経済局企業立地支援部企業立地支援課】	3
	◇ 教育委員会	
0	北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州 市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則【教 育委員会事務局総務部総務課】	4
0	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【教育委 員会事務局総務部総務課】	5
0	北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】	9
0	北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則【教育委員会事 務局教職員部教職員課】	1 3
0	北九州市立教育支援センター規則【教育委員会事務局学校教育部指導 企画課】	1 4
0	北九州市教育委員会職員証に関する規程等の一部を改正する訓令【教 育委員会事務局総務部総務課】	1 5
0	北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正 する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】	1 7
0	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規 程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局教職員部教職員課】	1 8
	◇ 雑 報	
0	北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間の変更【福岡北九州高 速道路公社総務部総務課】	1 9
0	料金の額の理事長の定める方法【福岡北九州高速道路公社総務部総務 課】	27

北九州市告示第107号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年北九州市規則第34号)第8条の規定により、北九州市旧古河鉱業若松ビルの指定管理者を次のとおり告示する。

令和4年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

指定管理者	指定する期間	
名称 住所		1日足りる朔川
株式会社スピナ	北九州市八幡東区平野	令和4年4月1日から
	二丁目11番1号	令和9年3月31日ま
		で

北九州市告示第109号

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月29日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を改正する告示

第1条 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱(平成12年北九州市告示 第364号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号及び第4条の5第1項第1号中「令和5年3月31日」の次に「(市長が特に必要と認めるときは、令和8年3月31日)」を加える。

第2条 北九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「の前後1年間」を「(以下この号において「操業開始日」という。)の1年前の日から操業開始日の1年後の日までの間」に改める。

第4条第1項第2号中「平成31年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和7年3月31日」に、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

第4条の5第1項第1号中「令和2年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和7年3月31日」に、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

第5条第4項第1号ア中「市内に事業所を有する」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この告示中第1条の規定は令和4年3月30日から、第2条及び次項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日前に第2条による改正前の北九州市企業立地促進補助金 交付制度要綱第4条から第4条の5までに規定する補助金の交付の要件を備 えた企業に対する補助金の交付については、第2条の規定による改正後の北 九州市企業立地促進補助金交付制度要綱の規定にかかわらず、なお従前の例 による。 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第3号

北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北 九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部を改正する 規則

(北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則(令和2年 北九州市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「条例」を「会計年度任用職員の採用の日の属する会計年度の初日(以下「基準日」という。)における条例」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「条例」を「基準日における条例」に改める。

(北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則(令和2年北九州市 教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「教職員給与条例」を「会計年度任用教職員の採用の日の属する会計年度の初日(以下「基準日」という。)における教職員給与条例」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「教職員給与条例」を「基準日における教職員給与条例」に改める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第4号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、 休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第 14号)の一部を次のように改正する。

別表第4中17の項を18の項とし、6の項から16の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 不妊治	休暇年度に5日	(1) 教
療に係る	(不妊治療に係	院等のた
通院等	る通院等が体外	であると
	受精その他の教	れるもの
	育長が定める不	(2) 休
	妊治療に係るも	は1時間
	のである場合に	(3) 第
	あっては、10	まで及び
	日)を超えない	暇に準用
	範囲内において	
	必要と認められ	
	る日数	

- (1) 教職員が不妊治療に係る通 院等のため勤務しないことが相当 であると認められる場合に与えら れるものとする。
- (2) 休暇は、1日、半日相当又は1時間単位とする。
- (3) 第13条第5項から第7項 まで及び第9項の規定は、この休 暇に準用する。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間 、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の 一部を次のように改正する。

別表第3中13の項を16の項とし、6の項から12の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の5の項中「無給」を「有給」に、「までの期間」を「までの期間(以下「産前産後期間」という。)」に改め、同項を同表の6の項と

し、同項の次に次のように加える。

7 配偶	有給	会計年度任用職	(1) 会計年度任用職員等の配
者等の		員等の配偶者等	偶者等の出産に伴い勤務しない
出産		が出産するため	ことが相当であると認められる
		に病院に入院す	場合に与えられるものとする。
		る等の日から当	(2) 休暇は、1日、半日又は
		該出産の日後2	1時間単位とし、半日単位の休
		週間を経過する	暇は休憩時間の開始時刻で区分
		日までの期間に	し、2回をもって1日の休暇と
		おいて3日を超	する。
		えない範囲内に	(3) 第17条第3項、第5項
		おいて必要と認	、第6項及び第8項の規定は、
		められる日数	この休暇に準用する。
8 職員	有給	一の産前産後期	(1) 会計年度任用職員等の配
の育児		間において5日	偶者等が出産する場合で、当該
参加		を超えない範囲	出産に係る子又は小学校就学の
		内において必要	始期に達するまでの子(配偶者
		と認められる日	等の子を含む。)を養育する会
		数	計年度任用職員等が、これらの
			子の養育のため勤務しないこと
			が相当であると認められるとき
			に与えられるものとする。
			(2) 休暇は、1日、半日又は
			1時間単位とし、半日単位の休
			暇は休憩時間の開始時刻で区分
			し、2回をもって1日の休暇と
			する。
			(3) 第17条第3項、第5項
			、第6項及び第8項の規定は、
			この休暇に準用する。

別表第3の4の項の次に次のように加える。

5 不妊	有給	休暇年度に5日	(1) 会計年度任用職員等が不
治療に		(不妊治療に係	妊治療に係る通院等のため勤務
係る通		る通院等が体外	しないことが相当であると認め
院等		受精その他の教	られる場合に与えられるものと

育長が定める不 妊治療に係るも のである場合に あっては、10 日)を超えいい 範囲内において 必要と認められ る日数 する。

- (2) 休暇は、1日、半日又は 1時間単位とし、半日単位の休 暇は休憩時間の開始時刻で区分 し、2回をもって1日の休暇と する。
- (3) 第17条第3項、第5項 、第6項及び第8項の規定は、 この休暇に準用する。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の 勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第 5号)の一部を次のように改正する。

別表第3中13の項を16の項とし、6の項から12の項までを3項ずつ繰り下げ、同表の5の項中「無給」を「有給」に、「までの期間」を「までの期間(以下「産前産後期間」という。)」に改め、同項を同表の6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 配偶	有給	会計年度任用職	(1) 会計年度任用職員の配偶
者等の		員の配偶者等が	者等の出産に伴い勤務しないこ
出産		出産するために	とが相当であると認められる場
		病院に入院する	合に与えられるものとする。
		等の日から当該	(2) 休暇は、1日、半日又は
		出産の日後2週	1時間単位とし、半日単位の休
		間を経過する日	暇は休憩時間の開始時刻で区分
		までの期間にお	し、2回をもって1日の休暇と
		いて3日を超え	する。
		ない範囲内にお	(3) 第16条第3項、第5項
		いて必要と認め	、第6項及び第8項の規定は、
		られる日数	この休暇に準用する。
8 職員	有給	一の産前産後期	(1) 会計年度任用職員の配偶
の育児		間において5日	者等が出産する場合で、当該出
参加		を超えない範囲	産に係る子又は小学校就学の始
		内において必要	期に達するまでの子(配偶者等

別表第3の4の項の次に次のように加える。

5 不妊	有給	休暇年度に5日	(1) 会計年度任用職員が不妊
治療に		(不妊治療に係	治療に係る通院等のため勤務し
係る通		る通院等が体外	ないことが相当であると認めら
院等		受精その他の教	れる場合に与えられるものとす
		育長が定める不	る。
		妊治療に係るも	(2) 休暇は、1日、半日又は
		のである場合に	1時間単位とし、半日単位の休
		あっては、10	暇は休憩時間の開始時刻で区分
		日)を超えない	し、2回をもって1日の休暇と
		範囲内において	する。
		必要と認められ	(3) 第16条第3項、第5項
		る日数	、第6項及び第8項の規定は、
			この休暇に準用する。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第5号

北九州市教育委員会事務局事務分掌規則及び北九州市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則 (昭和43年北九州市教育委員会規則第21号) の一部を次のように改正する。

第1条学校教育部の項中「学校経営・教育指導課」を「学校教育課」に、「生徒指導・教育相談課」を「生徒指導課」に改める。

第2条総務部企画調整課企画調整係の項第8号中「図書館」の次に「及び 視聴覚センター」を加え、同項第9号中「及び視聴覚センター」を「、視聴 覚センター及び教育支援センター」に改め、同条学校教育部の項中「学校経 営・教育指導課」を「学校教育課」に、「生徒指導・教育相談課」を「生徒 指導課」に改め、同条学校教育部生徒指導・教育相談課の項中第7号を第8 号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号 を加える。

> (4) 教育支援センターの設置、廃止及び管理並びに連絡調整に 関すること。

(北九州市教育機関事務分掌規則の一部改正)

第2条 北九州市教育機関事務分掌規則(昭和50年北九州市教育委員会規則 第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

別表第1中

	学校教育	部	北九州市立特別支援教育 相談センター	第3類	所長	 を
Γ	学校教 育部	生徒指導課	北九州市立金田教育支援センター	第4類	所長	
	, , , , ,		北九州市立若園教育支援センター	第4類	所長	

	北九州市立相生教育支援センター	第4類	所長	(3
	北九州市立黒崎教育支援 センター	第4類	所長	
	北九州市立特別支援教育 相談センター	第3類	所長	ı

改める。

別表第2の特別支援教育相談センターの項の前に次のように加える。

金田教育支援センター

若園教育支援センター

相生教育支援センター

黒崎教育支援センター

- (1) センターの庶務に関すること。
- (2) 不登校又は不登校のおそれがある児童生徒の学習支援に関 すること。
- (3) 不登校又は不登校のおそれがある児童生徒に関する教育相 談に関すること。
- (4) その他教育委員会が必要と認めること。

別表第2の教育センター研修研究支援係の項第4号中「教育相談(」の次 に「不登校又は不登校のおそれがある児童生徒及び」を加え、同表の中央図 書館の項中「庶務課」を「運営企画課」に改め、同表の中央図書館庶務課資 料係の項を次のように改める。

デジタル企画係

- (1) 図書館情報システムに関すること。
- 図書館のデジタル・トランスフォーメーションの推進に 関すること。
- (3) 図書館サービスのあり方の検討に関すること。

別表第2の中央図書館奉仕課の項に次のように加える。

資料係

- (1)図書館資料の収集に関すること。
- (2)図書館資料の分類に関すること。
- (3)図書館資料の目録作成に関すること。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正)

2 北九州市教育委員会職員の職名等に関する規則(昭和38年北九州市教育 委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

(北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則の一部改正)

3 北九州市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則(昭和38年北九州市教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第9号中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び 教育支援センター」に改める。

(北九州市教育機関庁内管理規則の一部改正)

4 北九州市教育機関庁内管理規則 (昭和47年北九州市教育委員会規則第2 2号) の一部を次のように改正する。

第2条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

(北九州市教育委員会公印規則の一部改正)

5 北九州市教育委員会公印規則(昭和49年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1の北九州市立中央図書館印の項及び北九州市立中央図書館長印の項中「中央図書館庶務課」を「中央図書館運営企画課」に改める。

(北九州市教育委員会職員安全衛生委員会規則の一部改正)

6 北九州市教育委員会職員安全衛生委員会規則(昭和50年北九州市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

(北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則の一部改正)

7 北九州市教育委員会職員安全衛生管理規則(昭和53年北九州市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

別表中

事務局各課 事務局各課庶務担当の係長 を

Γ			
ı	事務局各課	事務局各課庶務担当の係長	1.7
	教育支援センター	教育支援センター所長	(

改め、同表の中央図書館の項中「中央図書館庶務課庶務係長」を「中央図書 館運営企画課庶務係長」に改める。

(北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則の一部改正)

8 北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則(平成元年北九州市教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「並びに児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改める

第3条第1号中「及び児童文化施設」を「、児童文化施設及び教育支援センター」に改める。

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月29日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第6号

北九州市立小中学校等管理規則の一部を改正する規則 北九州市立小中学校等管理規則(昭和38年北九州市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の1条を加える。

(共同学校事務室)

- 第21条の2 教育長が指定する2以上の小学校及び中学校のうちいずれか一 の学校に、共同学校事務室(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4 7条の4第1項の共同学校事務室をいう。以下同じ。)を置く。
- 2 共同学校事務室の設置に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 付 則
 - この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市立教育支援センター規則をここに公布する。

令和4年3月29日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第7号

北九州市立教育支援センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市立教育支援センター(以下「教育支援センター」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第2条 供用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、教育 委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

- 第3条 休業日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を指定することができる
 - (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第1 78号)に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(損害賠償の義務)

第4条 教育支援センターの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会職員証に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会職員証に関する規程等の一部を改正する訓令(北九州市教育委員会職員証に関する規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会職員証に関する規程(昭和43年北九州市教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

(北九州市教育委員会職員の名札着用に関する規程の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会職員の名札着用に関する規程(昭和43年北九州 市教育委員会訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

(北九州市教育委員会職員人事評価規程の一部改正)

第3条 北九州市教育委員会職員人事評価規程 (昭和43年北九州市教育委員会訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

(北九州市教育委員会事務専決規程の一部改正)

第4条 北九州市教育委員会事務専決規程(昭和44年北九州市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、生涯学習総合センター所長」を削り、「管理運営課長」を「生涯学習総合センター所長」に改め、「、埋蔵文化財センター所長」を削る

別表の生涯学習センター及び婦人会館の管理及び運営(それぞれ重要なものを除く。)に関する事務の項中

〔生涯学習総合センター所長〕 生涯学習総合センター及び八幡 西生涯学習総合センターに係る

を

軽易なもの

[地域・人づくり部長] 軽易なもの

に.

「管理運営課長」を「生涯学習総合センター所長」に改め、同表の注書第1項第2号中「、第1類の教育機関の副館長、地域・人づくり部長、生涯学習総合センター所長、文化部長、美術館副館長、自然史・歴史博物館副館長、松本清張記念館長、文学館長、子育て支援部長」を削り、同項第3号中「、給与厚生担当課長、第3類の教育機関の長、小学校長、中学校長、高等学校長、特別支援学校長、高等専修学校長、給与課長、生涯学習課長、管理運営課長、八幡西生涯学習総合センター所長、文化企画課長、埋蔵文化財センター所長、長崎街道木屋瀬宿記念館長、松本清張記念館事務局長、文学館事務局長、青少年課長、児童文化科学館長、青少年センター所長、市民課長、区役所出張所長、コミュニティ支援課長、保健福祉課長」を削る。

(北九州市教育委員会文書規程の一部改正)

第5条 北九州市教育委員会文書規程(昭和47年北九州市教育委員会訓令第 1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

北九州市教育委員会 教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令

(北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会事務局教育次長以下事務専決規程(昭和44年北 九州市教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「視聴覚センター」の次に「及び教育支援センター」を加える。

(北九州市教育委員会職員出勤簿処理規程の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会職員出勤簿処理規程(昭和45年北九州市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

(防火管理者等の設置に関する規程の一部改正)

第3条 防火管理者等の設置に関する規程(昭和47年北九州市教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び視聴覚センター」を「、視聴覚センター及び教育支援センター」に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

北九州市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程の一部を改正する訓令

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員出勤簿処理規程(平成10年北九州市教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する...

第4条第1項第7号中チをツとし、カからタまでをキからチまでとし、オの次に次のように加える。

カ 不妊治療に係る通院等

(ア)	1日を単位とするとき	出サ
		()
(イ)	半日相当を単位とするとき	
a	午前のとき	出サ前
		()
b	午後のとき	出サ後
		()
(ウ)	時間を単位とするとき	出サ時
		$\left(\begin{array}{c} \sim \end{array} \right)$

第4条第3項中「キ(ウ)」を「カ(ウ)」に、「若しくはセからタ」を「 、サ(ウ)若しくはソからチ」に、「ケ若しくはコ」を「カ、コ若しくはサ」 に改める。

付 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

福岡北九州高速道路公社公告第1号

北九州高速道路に係る料金及び料金の徴収期間を次のとおり変更するので、 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき 公告する。

令和4年3月29日

福岡北九州高速道路公社 理事長 喜 安 和 秀

1 路線名及び料金の徴収区間

路線名	料金の徴収区間
北九州市道	北九州市小倉南区横代北町二丁目か
北九州高速1号線	6
	同市小倉北区下到津一丁目まで
北九州市道	北九州市小倉南区長野二丁目から
北九州高速1号長野横代北町線	同区横代北町二丁目まで
北九州市道	北九州市小倉北区許斐町から
北九州高速2号線	同市戸畑区大字戸畑まで
北九州市道	北九州市小倉北区菜園場一丁目から
北九州高速3号線	同区東港一丁目まで
北九州市道	北九州市門司区春日町から
北九州高速 4 号線	同市八幡西区茶屋の原二丁目まで
北九州市道	北九州市八幡東区東田五丁目から
北九州高速5号線	同区神山町まで

2 料金の額

(1) 料金は、上記1の料金徴収区間について、1回の通行につき以下の とおりとする。

大型車 車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上又は乗車定員30 人以上の自動車及び大型特殊自動車(道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)に規定する大型特殊自動車をいう。)をいう(以下 同じ。)。

1台につき 952.38円

普通車 大型車以外の自動車をいう(以下同じ。)。

1台につき 476.19円

(2) けん引自動車(けん引するための構造及び装置を有する自動車をいう。)が被けん引自動車(けん引されるための構造及び装置を有する自動車

をいう。以下同じ。) 1 台をけん引している場合には、1 台の自動車とみなす。被けん引自動車を2 台以上けん引している場合には、2 台目以降の被けん引自動車については、1 台につき、さらに普通車の料金1 台分を徴収する。

- (3) 北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九州市道北九州高速5号線端末出入口の間を引き続き利用するETC車(ETCシステム(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号(以下「省令」という。))第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。)を使用して無線通信により料金を納付する自動車をいう。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下同じ。)が福岡北九州高速道路公社理事長(以下「理事長」という。)の定める方法により利用した場合には、これを1回の通行とみなす。
- (4) 消費税等の取扱い及び料金の額の単位

料金の額は、上記2(1)に定める料金に消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)にて定める消費税額及び地方消費税相当額を加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとする。ただし、料金の額及び下記3に掲げる割引後の料金の額については、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切り捨て又は切り上げにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

(5) 通行止めに伴う乗り継ぎ措置

北九州高速道路において、事故、異常気象、工事等による高速道路の通行止めにより、高速道路上に設置した道路情報板その他の方法により福岡 北九州高速道路公社が退出を指定した出口から退出した場合、退出前と退 出後の通行をあわせて1回の通行とみなす。

- 3 割引をする自動車及び割引率
 - (1) ETC曜日別時間帯割引については、以下のとおりとする。
 - ア 割引をする自動車

ETC車

イ割引率

(ア) 区分及び時間帯に応じた割引

アの自動車については、下表の割引率を適用する。ただし、割引後 の料金の額は四捨五入により、10円単位の端数処理を行うものとす る。

区分	時間帯	割引率
平日	0:00以後~ 7:00前	1 0 %
(月曜日~金曜日)	22:00以後~24:00前	1 0 /0
土曜日	0:00以後~ 7:00前	1 0 %
	7:00以後~22:00前	5 %
	22:00以後~24:00前	1 0 %
日曜日及び祝日	0:00以後~24:00前	1 0 %

注 祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条 に定める休日及び理事長が別に定める日とする。

(イ) 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から(ア)に定める表の軽微な変更を行う場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(2) 北九州高速一般向けマイレージ割引(以下「マイレージ割引」という。)については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、福岡北九州高速道路公社との契約に基づきETCカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したETCシステム利用規程(以下「ETCシステム利用規程」という。)に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカード(東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が定めるETCマイレージサービス利用規約(以下「マイレージ規約」という。)に基づき、ETCマイレージサービスの利用に関する登録がなされたETCカードに限る。以下(2)において同じ。)を使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車。

イ 割引率

(ア) ポイントの付与

1枚のETCカードごとにETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額及び料金の額の1か月の合計

額に応じて、100円につき下表のとおりポイントを付与する。

	加算ポイント	
基本ポイント	月間利用額区分	ポイント付与
	万间机用银色刀	(100円につき)
	5 千円以下の部分	0 ポイント
1回の通行ごと	5 千円を超え1万円以下の部分	3 ポイント
100円につき	1万円を超え2万円以下の部分	6 ポイント
1ポイント	2万円を超え3万円以下の部分	12ポイント
	3万円を超えた部分	19ポイント

(イ) ポイントによる割引

1枚のETCカードごとに付与されたポイントの累積数が100ポイント以上の場合に、マイレージ規約に定めるマイレージ登録者は、100ポイントを100円分の料金の額に充当する還元額に交換できるものとする。

(ウ) 弾力的なポイントの付与及び割引

社会政策又は営業上の理由から(ア)に定める表又は(イ)に定めるポイントによる割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(3) 北九州高速コーポレートカード割引(以下「コーポレートカード割引」という。)については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

ETC車のうち、ETCシステム取扱道路管理者(ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステム取扱道路管理者をいう。)から貸与を受けたETCカードを使用して料金の額の納付を行おうとする利用者の自動車

イ 割引率

(ア) 料金の額に応じた割引

1枚のETCカードごとに、ETCシステムを使用して無線通信により徴収する1回の通行ごとの料金の額に下表の月間利用額区分に応じた割引率を適用する。ただし、月間利用額区分をまたぐ1回の料金の額については、その料金の額をそれぞれの月間利用額区分に分け、その割引率を適用する。なお、1回の通行ごとのそれぞれの割引額に1円未満の端数が生じた場合は四捨五入するものとする。

月間利用額区分	割引率
5 千円以下の部分	0 %
5 千円を超え1万円以下の部分	3 %
1万円を超え2万円以下の部分	6 %
2万円を超え3万円以下の部分	1 2 %
3万円を超えた部分	18%

(イ) 弾力的な割引

社会政策又は営業上の理由から(ア)に定める表による割引を弾力的に変更する場合には、事前に国土交通大臣に届け出るものとする。

(4) ETC路線バス割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

理事長が別に定めるところにより、ETCカード及び車載器(ETCシステム利用規程に規定する車載器をいう。以下同じ。)の登録をした路線バス(乗車定員30人以上の自動車のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものであり、かつ、理事長がその主たる旅客が観光を目的とするものでないと認定したものをいう。以下同じ。)でETCシステムを使用して無線通信により料金の額の納付を行おうとする自動車。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。

イ 割引率

料金の額の39パーセント以下とする。ただし、割引後の料金の額は、1円単位の端数処理を行うものとする。

(5) 障害者割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限る。)又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付を受けている療育手帳(以下「手帳」という。)に、以下の(ア)又は(イ)の要件を満たすものとして、福岡北九州高速道路公社が別に定め

るところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載 の手続きがなされた自動車。

- (ア) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。
- (イ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき福岡北九州高速道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、福岡北九州高速道路公社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がETCシステムを使用して無線通信により料金 所を通行し、料金の額の納付を行おうとする場合は、福岡北九州高速 道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCカ ードと車載器をともに使用する場合に限る。

イ割引率

料金の額の50パーセント以下とする。ただし、割引後の料金の額は、10円単位の端数処理を行うものとする。

(6) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、以下のとおりとする。

ア 割引をする自動車

北九州高速道路を通行し、有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

イ 割引率等

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

ウ 実施する期間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて実施する期間を限定する。

工 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

オ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土 交通大臣に届出を行うものとする。

(7) 北九州高速道路企画割引については、以下のとおりとする。

公社は、償還に支障のない範囲で、以下のとおり割引を実施することができる。

ア 割引をする自動車

割引を適用する自動車は、ETC車とする。

イ割引率等

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて割引率等を適宜設定する。

ウ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

工 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

オ 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記アからエまでの詳細について、事前に国土 交通大臣に届出を行うものとする。

(8) 割引相互間の適用関係

ア 障害者割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ 割引に限るものとし、マイレージ割引は障害者割引を適用後に割引を適 用するものとする。

イ ETC路線バス割引を受ける自動車は、他の割引と重複して適用しないものとする。

ウ ETC曜日別時間帯割引、マイレージ割引及びコーポレートカード割引の相互間の重複適用関係については、以下のとおりとする。

(ア) 重複適用の有無

	曜日別		○・・・適用あり×・・・適用なし
マイレージ	0	マイレージ	
コーポレート	0	×	コーポレート

注 「曜日別」は「ETC曜日別時間帯割引」、「マイレージ」は「マイレージ割引」、「コーポレート」は「コーポレートカード割引」をそれぞれ指すものとする。

(イ) 重複適用の順序

適用順序	割引の種類	
1	ETC曜日別時間帯割引	
2	マイレージ割引、コーポレートカード割引	

4 料金の徴収期間

この申請に係る料金の徴収区間の一部が供用された日(昭和55年10月)から72年8か月間(各区間の事業費を勘案した平均的な供用日である換算起算日(平成5年7月)から59年12か月間。)とする。

5 実施期日

この料金及び料金の徴収期間に係る申請事項は、令和4年4月1日から実施するものとし、それまでの間は従前のとおりとする。

福岡北九州高速道路公社公告第2号

令和4年3月29日付福岡北九州高速道路公社公告第1号(以下「公告」という。) 2の料金の額の理事長の定める方法について、次のとおり定めたので、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第25条第1項の規定に基づき公告する。

令和4年3月29日

福岡北九州高速道路公社 理事長 喜 安 和 秀

公告2(3)の理事長の定める方法は、北九州市道北九州高速2号線端末出入口と北九州市道北九州高速5号線端末出入口の間を90分以内に1回を限度として乗り継ぐ場合とする。